

第 5 次広島県障害者プランの中間見直しについて

R8. 3. 24 障害者支援課

1 趣旨

令和 6 年 3 月に策定した「第 5 次広島県障害者プラン」の計画期間の中間年に当たる令和 8 年度に国の基本指針の改定等を踏まえた中間見直しを行うため、見直しの方向性を整理する。

2 現行プランの概要

(1) 計画期間

令和 6 年度～令和 11 年度（6 年間）

(2) 計画の位置付け

障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく「都道府県障害者計画」、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定

都道府県障害者計画 (障害者基本法第 11 条第 2 項)	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした、障害者のための基本的な計画
都道府県障害福祉計画 (障害者総合支援法第 89 条第 1 項)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保等の業務の円滑な実施に関する計画
都道府県障害児福祉計画 (児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項)	

(3) 基本理念

すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

(4) 総括目標

指 標	現状値 (R5 年 9 月)	目標値 (R11 年度)
障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合	52.8%	県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合と同値

(5) プラン策定スケジュール

障害者プランのうち、広島県障害者福祉計画・障害児福祉計画については、国の基本指針の改定に合わせ、3 年ごとに見直しを行う。※令和 8 年度は第 5 次プランの中間見直し

		計 画 期 間					
		R5~R9		R10~R14		R15~R19	
国 計 画	障害者基本計画	R5~R9		R10~R14		R15~R19	
	基本指針	R6~R8	R9~R11	R12~R14	R15~R17	R18~	
県 計 画	広島県障害者プラン	R6~R11 (第 5 次プラン)			R12~R17 (第 6 次プラン)		R18~
	(広島県障害福祉計画・ 広島県障害児福祉計画部分)	R6~R8	見直し R9~R11	R12~R14	見直し R15~R17	R18~	

3 中間見直しの考え方

国の基本指針の改定に合わせ、障害福祉計画・障害児福祉計画の令和6年度から8年度までの成果目標、活動指標の更新を基本とし、施策ごとの振り返りなども踏まえ、次のプランの章ごとの見直しの考え方に基づき中間見直しを行う。

＜プランの章ごとの見直しの考え方＞

章	見直しの考え方
第1章 【総論】	・令和11年度までの基本方針等であり、見直ししない。
第2章 【分野別施策の基本的方向】	・令和6年度～7年度までの施策ごとの振り返りを踏まえ、成果目標の達成が困難と見込まれる施策について、取組の方向性を見直しの必要性を検討し、必要に応じて更新する。 ・国の基本指針の改定を踏まえた施策の見直しを検討し、必要に応じて更新する。
第3章 【成果目標】	・成果目標のうち、令和8年度を最終目標値としている成果目標の目標値を更新する。
第4章 【障害福祉計画・障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標】	・3年ごとに見直しが行われる国の基本指針に基づいた、令和6年度～8年度の3年間のサービス量の見込み・目標であることから、国の基本指針の見直しを踏まえ、令和9年度～11年度の推計に更新する。
資料編	・必要に応じて時点更新する。

4 検討体制

障害者、障害者団体、医療関係団体、学識経験者等から構成される「広島県障害者施策推進協議会」及び「広島県障害者自立支援協議会」において関係者が連携・協働して、プランの中間見直し検討を行う。

5 策定スケジュール

項目	令和8年												令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
策定	振り返り			骨子案			素案			最終案					
施策推進協議会				●進捗状況・骨子たたき台			●骨子案		●素案			●最終案			
自立支援協議会				●進捗状況・骨子たたき台			●骨子案		●素案			●最終案			